

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議  
議事録

日 時：令和7年1月4日（火）10:35～10:45

場 所：官邸2階小ホール

出席者：高市 早苗 内閣総理大臣

木原 稔 内閣官房長官（議長）

小野田 紀美 外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣  
(副議長)

平口 洋 法務大臣（副議長）

茂木 敏充 外務大臣

林 芳正 総務大臣

金子 恭之 國土交通大臣

赤澤 亮正 経済産業大臣

片山 さつき 財務大臣兼内閣府特命担当大臣

小泉 進次郎 防衛大臣

城内 実 日本成長戦略担当大臣

石原 宏高 環境大臣

上野 賢一郎 厚生労働大臣

あかま 二郎 国家公安委員会委員長兼内閣府特命担当大臣

松本 洋平 文部科学大臣

黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣兼地域未来戦略担当大臣

鈴木 憲和 農林水産大臣

松本 尚 デジタル大臣

（議事録）

○小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣

ただいまから、第1回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」を開催します。

まず、議題1「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に向けた体制について」、私から御説明さしあげます。

資料1を御覧ください。外国人の受入れ・秩序ある共生に係る施策の司令塔として、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」への改組を行うこととした。

また、「有識者会議」の一部改正については、それぞれ資料2、資料3のとおりです。御異議はございませんか。

(発言なし)

ありがとうございます。

次に、議題2「今後の検討方針について」です。

外国人の受入れ・秩序ある共生社会の実現に向けた取組については、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」にも明示しているところで、各大臣において取組を進めていただいております。この点につき、法務省の取組状況につきまして、法務大臣から御発言をお願いします。

#### ○平口法務大臣

私から、出入国在留管理の適正化に向けた取組状況等について御報告いたします。

今年5月に公表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」については、護送官付き国費送還の促進等に取り組んでいるところ、引き続き着実に実施してまいります。

在留資格「経営・管理」については、移住目的に悪用されているとの指摘があつたことなどから、許可基準を見直す省令改正を行いました。

在留外国人の税・社会保険料の未納防止等に関しては、未納付情報の在留審査等への活用やマイナンバーを活用した情報連携も含め、引き続き関係省庁と連携しながら進めてまいります。

外国人の受入れの基本的な在り方については、今年8月に、入管局に検討プロジェクトチームを立ち上げて、検討を進めてまいりました。引き続き、関係省庁の協力を得ながら検討を進めてまいります。

育成就労制度については、本年9月、育成就労計画の認定の基準などを定める省令等が公布されました。今後、適正かつ円滑な運用に向けて必要な準備を着実に進めてまいります。

ただいま申し上げました、これら取組については、引き続き関係省庁と連携しながら取組を進めてまいります。

#### ○小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣

次に私から、関係府省庁間の総合調整及び国土の適切な利用及び管理に関する取組状況等について御説明いたします。

一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、排外主義とは一線を画しつつ、政府として毅然と対応することは、外国人との秩序ある共生社会を実現するために必要です。

こうした取組は、政府一体となって総合的に推進していく必要があるため、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣として、しっかりと関係府省庁間の総合調整を行いつつ、舵取りを行ってまいりたいと思います。

次に、国土の適切な利用及び管理について、外国人等による土地取得等に対する国民の皆様の不安は、国籍を含めた土地所有者等の情報が十分に把握できていないことにも起因していると考えられます。

農地法や重要土地等調査法など一部の制度では、既に土地所有者等の国籍を把握しておりますが、幅広い実態把握に向けて更なる検討を進めるとともに、土地取得等のルールの在り方についても検討してまいります。

最後に、高市総理から御発言をいただきたいと思います。プレスが入室いたしますので

少々お待ちください。

(報道関係者入室)

高市総理、それではよろしくお願ひします。

○高市内閣総理大臣

皆様お疲れ様でございます。人口減少に伴う人手不足の状況において、外国人材を必要とする分野があることは事実でございます。

また、インバウンド観光も我が国にとって非常に重要でございます。

しかしながら、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。そして、ルールを守って暮らしておられる外国人の方が我が国に住みづらくなるような状況はつくってはなりません。

排外主義とは一線を画しつつも、こうした行為には、政府として毅然と対応します。

関係閣僚におかれましては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、第一に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化に向けた取組、第二に、土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用及び管理に向けた取組を進めてください。

詳細はお手元の資料のとおりでございますが、各閣僚にやっていただく仕事はたくさんございます。

今般、新たに設置した外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣におかれましては、関係閣僚と連携し、実情等を踏まえ、不斷に取組の強化を進めてください。

各閣僚におかれましては、実施可能な施策は順次実施をしていただき、来年1月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方、取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただきますようお願いいたします。以上です。

○小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣兼内閣府特命担当大臣

プレスの方はここで御退室ください。

(報道関係者退室)

以上をもちまして、第1回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」を終了させていただきます。ありがとうございました。

(以上)